第２章　計画の基本的な考え方

1　計画の **基本理念**

全ての人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、だれもがいきいきと自分らしく豊かな人生を送ることを可能にします。

このため、本計画の基本理念は、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり定めます。

だれもがいきいきと自分らしく生きる
男女共同参画社会の実現

2　計画の **基本目標**

基本理念に基づき、施策を展開するために、次の３つの基本目標を定めます。

●基本目標Ⅰ　男女が互いに理解し合う社会づくり

市民一人一人が、互いの多様性を理解し合うとともに、女性も男性も、性別にとらわれることなく、自らの意思によって自分らしい生き方や働き方を選択できる社会をめざします。

●基本目標Ⅱ　男女が共に活躍する社会づくり

男女が共に、対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画するとともに、男女を問わず、全ての人がその個性と能力を発揮して活躍し、仕事と生活の調和がとれる社会をめざします。

●基本目標Ⅲ　男女が共に安心できる社会づくり

女性に対する暴力はもとより、あらゆる暴力が根絶されるとともに、男女が、それぞれの身体的特性を理解し合い、性別にかかわらず健康で安心して暮らせる社会をめざします。

3 計画の **施策体系**

基本目標	主要プラン	施策の方向性
Ⅰ 男女が互いに理解し合う社会づくり	1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	1 人権尊重の意識づくり
		2 男女共同参画の意識づくり
		3 メディアにおける男女共同参画の視点に立った表現の促進
	2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
		2 多様な選択を可能にするキャリア教育等の推進
		3 次代を担う理工系女性人材の育成
	3 国際的視点に立った男女共同参画の推進	1 国際交流・協力における男女共同参画の推進

基本目標	主要プラン	施策の方向性
Ⅱ 男女が共に活躍する社会づくり	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 あらゆる分野への女性の参画の推進
		2 人材の育成
	5 働く場における女性の活躍推進	1 企業等における女性の活躍推進
		2 女性に対する就労支援の充実
		3 市役所における女性の活躍推進
	6 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
		2 多様な生き方、働き方の推進
		3 多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備
	7 地域における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の推進

基本目標	主要プラン	施策の方向性
Ⅲ 男女が共に安心できる社会づくり	8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 いかなる暴力も容認しない社会風土の醸成
		2 相談しやすい体制づくりによる被害の早期発見及び潜在化防止
		3 被害者等の保護及び自立支援
		4 多様化する暴力に対する的確な対応
		5 関係機関等との連携
	9 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	1 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
	10 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	1 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援
		2 高齢者・障がい者等が家庭や地域で安心して暮らせる環境づくり
	11 生涯を通じた健康づくり	1 ライフステージに応じた健康支援
		2 妊娠・出産期における健康支援